平成２９年（フ）第５９０号
埼玉県越谷市大間野町１丁目109番１
破産者　有限会社マサミオート
１　決定年月日　平成30年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６０３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田４丁目15番15号
破産者　株式会社アイデック
１　決定年月日　平成30年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１１００号
千葉県市川市市川南１丁目３番３号
破産者　橋本　孝一
１　決定年月日　平成30年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３３２号
千葉市若葉区小倉台５丁目３番８棟308号
破産者　丸山トモヱ
１　決定年月日　平成30年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５５０号
福岡市博多区比恵町１番18号東カン福岡第二ビル215号
破産者　株式会社フェイトＪＣ
１　決定年月日　平成30年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０１２号
福岡市東区美和台３丁目31番２号
破産者　株式会社エム・ストーン
１　決定年月日　平成30年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２４１１号
横浜市港北区綱島東５丁目９―19ドミナス綱島１－Ａ
破産者　株式会社ジェイクス
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８９号
静岡県沼津市岡宮1339番地の２
破産者　株式会社ハイランド
１　決定年月日　平成30年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１４０７号
東京都葛飾区青戸１丁目15番１号
破産者　株式会社ティーエスラボ
１　決定年月日　平成30年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２５４号
東京都大田区京浜島２丁目２番９号
破産者　山田電化皮膜工業株式会社
１　決定年月日　平成30年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２１１号
東京都足立区西保木間１丁目21－１－301
破産者　石垣　純一
１　決定年月日　平成30年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６００号
東京都足立区一ツ家４丁目14番６号　メンバーズヒル一ツ家Ｈ棟２号、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田須田町２丁目２番２号
破産者　株式会社アイティーネットワークス
１　決定年月日　平成30年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６０１号
東京都足立区一ツ家４丁目14番６号　メンバーズヒル一ツ家Ｈ棟２号、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田須田町２丁目２番地２
破産者　株式会社アイティーネットワークス・ソリューション
１　決定年月日　平成30年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４９６号
東京都日野市落川621―12　宮本荘52
破産者　落石　雅人
１　決定年月日　平成30年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７７９号
東京都北区十条仲原１丁目７－１
破産者　畔上　一気
１　決定年月日　平成30年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９９８号
神奈川県横浜市都筑区早渕３丁目32番11号
破産者　株式会社日本アスタ
１　決定年月日　平成30年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９９９号
東京都東久留米市柳窪１丁目10―35
破産者　大房　福治
１　決定年月日　平成30年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３３９号
東京都江戸川区江戸川３丁目54―70
破産者　山田　幸治
１　決定年月日　平成30年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４３１号
東京都世田谷区船橋５丁目12―10
破産者　山崎　英治
１　決定年月日　平成30年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６０７号
東京都新宿区内藤町１番地７号
破産者　株式会社ちゃんぽん帝国茨
１　決定年月日　平成30年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８１６号
山梨県中央市西花輪4599番地
破産者　株式会社ムーブフォワード
１　決定年月日　平成30年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部